

障害者手帳申請用診断書取得費助成金支給事業のご案内

障害者手帳の交付申請に必要な診断書を取得に要する経費の負担軽減を図るため診断書取得費の一部を助成します。

1 対象とする手帳の種類

- ①身体障害者手帳
- ②精神障害者保健福祉手帳

2 助成対象者

非課税世帯に属する人(生活保護受給者は除く)

※非課税世帯の区分は、障害福祉サービスの支給決定の際の世帯の範囲に準じます。

(申請者が18歳以上は本人及びその配偶者。18歳未満は本人及びその世帯全員の課税状況)

3 助成金の額

3,000円を上限に、診断書発行料(消費税を含まない)の2分の1の額

4 必要なもの

- 1.障害者手帳交付申請用診断書取得費助成金支給申請書
- 2.障害者手帳交付申請用診断書取得費助成金請求書
- 3.診断書料に係る領収書の写し

5 提出先

丹波篠山市役所 社会福祉課 障がい福祉係(市役所第2庁舎1階)

手帳交付申請時に併せてご提出いただくとスムーズにお手続きいただけます。

※郵送でのご提出も可能ですが、助成までに少しお時間を要する可能性があります。

<申請に関するお問い合わせ先>

丹波篠山市役所 社会福祉課 障がい福祉係

電話 079-552-7102 FAX 079-554-2332